

# 滋賀県における 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

## 滋賀県

(令和2年5月14日)

### 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策①

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更））（以下「対処方針」という。）」および本県における感染状況等を踏まえ、以下の感染拡大防止対策を実施する。

I.区域 滋賀県全域

II.期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日

※期間の終期について、緊急事態宣言の期間に合わせて設定。緊急事態宣言や、近隣府県の状況を踏まえ、見直す可能性がある。

III.実施内容

- 外出自粛の要請
- イベントの開催自粛の要請
- 施設の使用制限の要請等
- 県立施設の休館等

# 1 外出自粛要請（特措法24条9項）

1. 「滋賀らしい生活三方よし」を実践し、外出の際は感染防止対策を徹底「Stay Home」から「Stay Home Town」へ！（県をまたぐ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等のこれまでにクラスターが発生しているような場などへの外出は自粛。）
2. 外出の際には、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を要請

（取組例）

## 「滋賀らしい生活三方よし」

→ 「Stay Home」から「Stay Home Town」へ！！

- ・ 自転車で自然に親しんだり、地元の歴史文化を訪問し、滋賀の魅力を改めて感じながら健康増進（＝免疫力の向上）につなげましょう。（遊びに行くなら屋内より屋外）
- ・ プレゼントは「ここ滋賀ショッピングサイト」を使って、滋賀の製品のすばらしさを伝えるとともに、人と人との接触機会を減らしましょう。（通販も利用）
- ・ 毎日、一人暮らしの方に、滋賀県の感染情報を電話で伝えることで、感染情報の共有をはかるとともに、孤立をふせぎましょう。（地域の感染状況に注意する）



# 2 イベントの開催自粛要請

イベント主催者に対し、開催の自粛を要請

## 【自粛を要請する内容】

- 開催規模：・比較的小規模イベント（※）は自粛要請の対象から除く  
（比較的小規模とは最大でも50人以下のイベントを想定）
  - ・全国かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止や延期するよう引き続き慎重な対応を求める。
- 場所：屋内、屋外を問わない。

（※）ただし、比較的小規模イベントであっても、次の条件を満たす必要がある。

- ①適切な感染防止対策が講じられること
- ②「3つの密」の発生が原則想定されないこと
- ③大声での発生、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと

（自粛要請対象外の具体例）

上記の条件が満たされる

- ・ 演奏会（歌唱を伴わないもの）や茶会などの室内イベント
- ・ 野外におけるイベント（近距離での会話を伴わないもの） など

### 3 施設の使用制限の要請等

施設の使用制限の要請は行わない。

- ・ ただし、事業者に対し、入場制限等の実施も含め、徹底した感染防止対策の実施を要請。

### 4 県立施設の休館等

#### 1. 県立学校

5月31日まで臨時休業。ただし、感染症対策を徹底した上で、登校日を設けることにより、段階的に学習活動を実施。

#### 2. 県立施設

感染リスクに対する対応が一定とれると判断した施設から、順次、開館や利用を再開。開館等の状況はHP等で公開。

#### 3. 公園

県外からの利用者が多く見込まれる琵琶湖湖岸の駐車場の閉鎖等を実施。

### 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策③

## 県民の皆様への呼びかけ 「滋賀らしい生活三方よし」

- ✓ 毎朝、体温測定、健康チェック
- ✓ 発熱がある場合は自宅で休む
- ✓ 家に帰ったらまず丁寧に手洗い
- ✓ こまめに換気
- ✓ 免疫力を向上させる健康づくり

「家」でよし



- ✓ 感染が流行している地域への移動は避ける
- ✓ 帰省や旅行、出張はやむを得ない場合だけに
- ✓ 発症した時のため、自分の行動を残す
- ✓ テレワークやローテーション勤務の活用
- ✓ 毎日、滋賀県の感知情報を共有
- ✓ 今こそ、一人も取り残さない

あなたと、  
大切な人を  
守るために

「社会(滋賀)」  
よし



「外」でよし



- ✓ 症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの徹底
- ✓ 遊びに行くなら、屋内より屋外で
- ✓ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける
- ✓ 混んでいる時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす
- ✓ 移動は、徒歩や自転車の活用



## 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策④

### 事業者に要請する対策

#### ◆ 3つの「密」の防止

- ・ 密閉空間にしないよう、こまめな換気
- ・ 密集した空間とならない環境の整備
- ・ 密接場所を作らないため、入場制限や滞在時間の制限

#### ◆ 衛生対策

- ・ マスクの着用
- ・ 手指の消毒、手洗いの励行
- ・ 共有物品等の定期的な消毒
- ・ 会話時の距離の確保、パーティション設置

#### ◆ 県外客の利用自粛

- ・ 県外客の利用自粛を促す対策（店頭・HPによる周知等）

## 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策⑤

### 物品販売業（スーパー等）における感染を予防するポイント（例）

#### ◆ 3つの「密」の防止

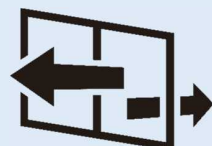
##### 密接を防ぐ

入場人数の制限・滞在時間の制限



##### 密閉を防ぐ

頻繁な換気



##### 密集を防ぐ

レジ等で間隔を空ける



#### ◆ 衛生対策

- ・ マスクの着用
- ・ 対面する場合でのビニールカーテン等の設置
- ・ 入場時の手指衛生
- ・ 共有物品等の定期的な消毒
- ・ 従業員の衛生対策



#### ◆ 県外客の利用自粛

県外客の利用自粛を促す対策を（店頭・HPによる周知等）



## 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策⑥

### 飲食店等サービス業 における感染を予防するポイント（例）

#### ◆ 3つの「密」の防止

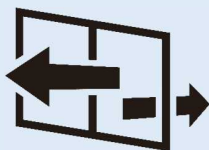
##### 密接を防ぐ

入場人数の制限・滞在時間の制限



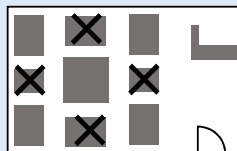
##### 密閉を防ぐ

適切な換気



##### 密集を防ぐ

座席間隔をあける



#### ◆ 衛生対策

- マスクの着用
- 対面機会を避ける
- 入場時の手指衛生
- 共有物品等の定期的な消毒
- 従業員の衛生対策



#### ◆ 県外客の利用自粛

県外客の利用自粛を促す対策を  
（店頭・HPによる周知等）



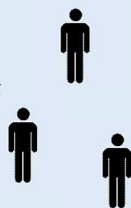
## 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策⑦

### 学校・学習塾等 における感染を予防するポイント（例）

#### ◆ 3つの「密」の防止

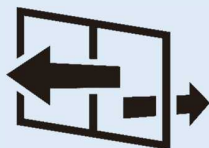
##### 密接を防ぐ

少人数で滞在時間の制限



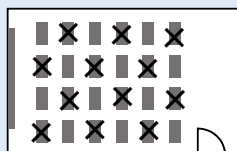
##### 密閉を防ぐ

適切な換気



##### 密集を防ぐ

座席間隔をあける



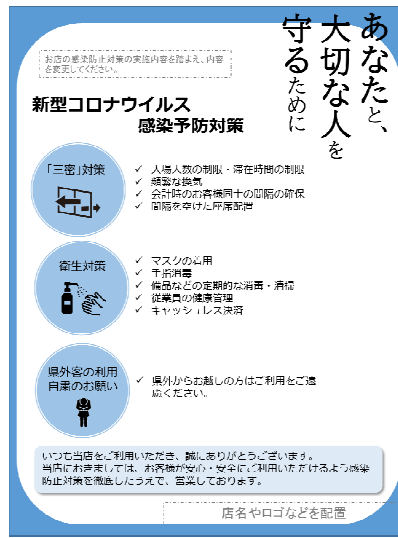
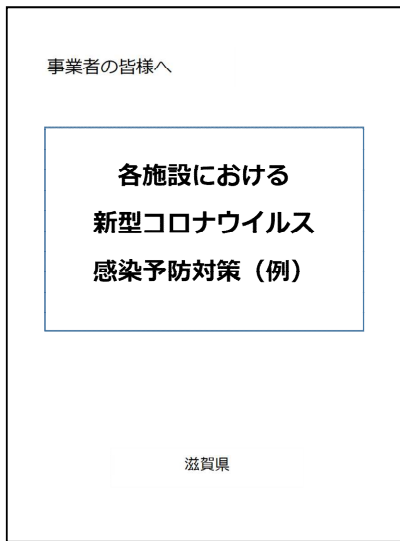
#### ◆ 衛生対策

- マスクの着用
- こまめな手洗い
- 対面機会を避ける
- 共有物品等の定期的な消毒
- 従業員の衛生対策

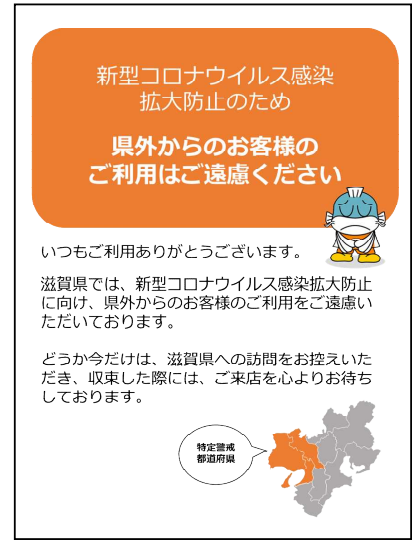


## 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策⑧

ホームページに事業者に向けた感染予防対策例や、店頭に掲示するチラシ例などを掲載予定。



(感染予防対策チラシ例)



(県外客の利用自粛チラシ例)

## 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策⑨

### 【参考】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)

	屋外		屋内						
	運動施設(屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 (ほか対人 サービス業)	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間 の制限	少人数で 滞在時間 の制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印をつ ける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気(窓開け、扇風機)						テラス席 2方向換気
衛生 対策・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒(ディスポの利用も)、キャッシュレス								
	—		(滞在時間が長い場合)入場時体調チェック						
従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散									